

# 公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託仕様書

## 1. 目的

リニア中央新幹線の利用者数や停車本数増加の好循環を生み出し、開業効果を最大化するとともに、次世代モビリティ等を活用し、交通弱者にも配慮した新たな公共交通網の構築に向けて、県や市町村、交通事業者等が連携・協働して取り組むための指針となる「公共交通網再編に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という。）の策定支援を行う。

## 2. 委託業務名称

公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※4（3）の基本方針（案）の取りまとめをはじめ本業務において作成する資料は、4（6）の会議や内部での検討資料として順次利用することを予定している。このため、委託者からの求めに応じ、適宜作成した資料を提出するものとする。特に4（3）⑤の公共交通網再編のイメージ図については、検討の状況によって作成が必要となる多様なものを含むものであることに留意すること。

※企画提案にあたっては、令和8年秋頃に基本方針を策定予定であることに留意しつつ、全体の業務スケジュール表を示すものとする。なお、4（4）及び（5）については、4（3）の基本方針（案）の取りまとめ時点においては、取りまとめに必要な検討までを進め、その後、履行期間内に詳細な検討を行うものとする。

## 4. 委託業務内容

### （1）計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように業務計画を立案するとともに、委託者との協議により作業を円滑に進めるために以下の書類を作成し、委託者と十分な打ち合わせを行う。

なお、令和6年3月に策定された現行の山梨県地域公共交通計画（<https://www.pref.yamanashi.jp/linear-jks/tiikikoukyoukoutuukyoushiki.html>）の内容については、把握していることを前提とする。

- ① 業務計画書
- ② 基本方針（案）のイメージ
- ③ その他、委託者が必要と認める書類

### （2）（3）の基本方針（案）の取りまとめに必要な情報の把握・整理等

次の観点から、（3）の基本方針（案）の取りまとめに必要となる情報の把握・整理等を行う。

- ① 現状・課題把握等に必要なデータ収集・分析

※5（2）の事業においては、人流の観点から交通拠点案やルート案の検討を行っている。その成果物をベースとして、更に他の複数のデータを活用して、効果的な公共交通網再編につながる、より実態に即した現状・課題把握等を行う企画提案を期待している。なお、5（2）で検討している交通拠点やルートは案であるため、本業務における検討次第で変更する可能性もあることに留意すること。

② 国の動向、県や市町村の関連計画、市町村や交通事業者、関係団体等の意向の把握・整理

※各市町村の地域公共交通計画や都市計画、意向の整理等により、基本的な状況を把握し、地域特性を捉えた、効果的な公共交通網再編につながる現状・課題把握等の企画提案を期待している。

③ 次世代モビリティ等の新たな技術・動向の把握・整理

④ 上記に基づく、既存の公共交通サービスにおけるニーズとのミスマッチや新たなニーズ等の整理・検討

⑤ その他、（3）の基本方針（案）の取りまとめに有効な情報の把握・整理等

※（2）については、（3）の基本方針（案）の取りまとめを行うにあたり、このような視点から本県の公共交通網再編について検討していくのが有効ではないかと考えるデータや資料の収集・分析の企画提案を期待している。

### （3）基本方針（案）の取りまとめ

次の観点を中心に検討を行い、基本方針（案）を取りまとめる。なお、実際の項目等は、委託者との協議により決定する。

① 基本方針策定の趣旨、基本方針の位置付け、期間

② 本県の公共交通を取り巻く現状・課題

③ 本県の公共交通網の目指すべき姿

④ 公共交通網再編の方向性

A) 県や市町村、交通事業者等の役割

B) 基幹路線や地域内交通等の定義等

C) 基幹路線や地域内交通等における次のあり方等

・交通拠点のあり方

・交通モード選択の考え方

・ルート選択やエリア運行の考え方

・次世代モビリティ（富士トラムは下記D）にて対応）等活用の考え方

D) 基幹路線における富士トラム延伸の考え方 等

⑤ 公共交通網再編のイメージ図

※令和8年秋頃に基本方針を策定予定であることに留意すること

※次期の山梨県公共交通計画の策定や、市町村による地域公共交通計画の策定・改定、交通事業者による今後の取り組み等の指針となり得るものであること

※④A)～C)の検討においては、市街地や中山間地といった地域特性に応じて、どのような選択肢が

有効なのか等も整理すること

※④D)の検討においては、5.（1）の成果品で示される「麓からリニア山梨県駅までの延伸」「麓から山中湖・鳴沢村までの延伸」「リニア山梨県駅から県内主要拠点までの延伸」において実現されるべき価値を考慮すること

※⑤については、全県的なもの（例：現状から、富士トラム開業、新御坂トンネル開通、リニア開業など、順番は未確定であるものの、本県に大きな変化をもたらすと考えられる大きな変化の各段階を想定した県内の公共交通網のイメージ図等をパターン分けした全県的な図）だけでなく、検討の状況によって作成が必要となる多様なものを含むものであることに留意すること。

※基本方針（案）の取りまとめにあたっては、⑤に限らず図や表、グラフ等を用いて、分かりやすいものとすること。

#### （4）富士トラムの活用可能性に関する検討

基幹路線におけるモビリティとしての富士トラムの活用可能性を検討するため、次のとおり、必要な事業費や、採算性を確保できる運賃水準等について分析する。

##### ① 収支計算用のモデルルートの設定

※5.（1）の成果品で示される「麓からリニア山梨県駅までの延伸」「麓から山中湖・鳴沢村までの延伸」「リニア山梨県駅から県内主要拠点までの延伸」において実現されるべき価値を考慮し、複数のモデルルートを設定すること。

② ①における必要な施設や設備、運行体制に要する経費の算出

③ ①における需要の想定

④ 上記をもとにした、採算性を確保できる運賃水準の算出

⑤ 上記における技術的課題、法的課題の分析

※②～⑤については、5.（1）の成果品において、富士スバルラインを想定したものを検討しているため、これを参照して進めること

#### （5）公共交通網再編に向けた実証事業の検討

上記の（2）～（4）に基づき、本県の公共交通網再編に向けて、今後取り組むべき実証事業等の整理を行う。

① 基幹路線及び地域内交通等において、今後取り組むべき実証事業を検討・整理  
② 上記で整理したもののうち、特に重要な案件について、実証事業計画（案）を策定

※数件を想定しているが、実際の件数や策定する計画の具体性のレベル等については、委託者と協議のうえ決定する。

#### （6）山梨県地域公共交通協議会等の運営支援

次の会議に同行するとともに、開催に必要な資料の作成等運営支援を行う。

- ・山梨県地域公共交通協議会：3回程度を予定
- ・山梨県公共交通網再編研究会：3回程度を予定

- ・山梨県公共交通網再編研究会ワーキンググループ：6回程度を予定

## 5. 関連成果品の活用

令和7年度に山梨県が実施している以下の委託業務に係る成果品を活用すること

- (1) 富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務：

新価値・地域創造推進局山梨・富士山未来課

- (2) リニア開業を見据えた人流データ取得・分析業務：

新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課

※成果品は契約後に、提供可能となった段階で委託者から提供する予定

## 6. 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に委託者と協議のうえ、決定する。

### (1) 紙媒体

本業務で作成したすべての資料（図表、打ち合わせ資料等を含む）を整理し、実施報告書として取りまとめること

体裁：A4判縦（A3判の折込可）、横書き、フルカラー

部数：10部

※内容が多岐にわたるため、報告書を本体と資料集に分けるなど一部を分冊とする可能性あり

※報告書本体とは別に概要版を作成すること。なお、概要版の体裁は、委託者との協議により決定する。

### (2) 電子媒体

(1) の電子データをWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納する。データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）及び印刷可能な解像度のPDF形式で納入すること

## 7. 留意事項

(1) 本業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、本業務により知り得た個人情報については、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意を持って取り扱うこと。

(3) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、「公共交通網再編に向けた基本方針策定支援業務委託契約書」別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 本業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立な姿勢を保つよう心掛けなければならない。

(5) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については、山

梨県に帰属する。

- (6) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員等の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、本業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、本業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、本業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、隨時、山梨県地域公共交通協議会事務局へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県地域公共交通協議会の承諾を得るものとする。
- (9) 本業務における資料作成においては、図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理すること。

#### 8. その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県地域公共交通協議会と受託者で協議の上、山梨県地域公共交通協議会の指示に従うものとする。